

# 宮城県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月30日 変更

宮 城 県

# 目 次

## 第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項…P1

### 1 農用地等の確保の基本的考え方について…P1

- (1) 優良農地の保全・確保の方針
- (2) 農用地区域内農地の確保

### 2 農用地等の確保のための施策の推進…P2

- (1) 農業生産基盤の整備
- (2) 農地の保全・有効利用
- (3) 非農業的土地需要への対応
- (4) 公用施設又は公共用施設の整備との調整
- (5) 交換分合制度の活用
- (6) 推進体制の確立等
- (7) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

### 3 農業上の土地利用の基本的方向(農業地帯別)…P3

- (1) 広域仙南圏
- (2) 広域仙台圏
- (3) 広域大崎圏
- (4) 広域栗原圏
- (5) 広域登米圏
- (6) 広域石巻圏
- (7) 広域気仙沼・本吉圏

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項…P6

- (1) 広域仙南圏
- (2) 広域仙台圏
- (3) 広域大崎圏
- (4) 広域栗原圏
- (5) 広域登米圏
- (6) 広域石巻圏
- (7) 広域気仙沼・本吉圏

## 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項…P12

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向…P12

### 2 農業地帯別の農業生産基盤の整備の方向…P12

- (1) 広域仙南圏
- (2) 広域仙台圏
- (3) 広域大崎圏
- (4) 広域栗原圏
- (5) 広域登米圏
- (6) 広域石巻圏
- (7) 広域気仙沼・本吉圏

### 3 広域整備の構想…P14

- (1) 用排水施設の新設・改良
- (2) 区画整理等の農地の整備
- (3) 農道の整備

## 第4 農用地等の保全に関する事項…P16

### 1 農用地等の保全の方向…P16

- (1) 農用地等の保全の必要性
- (2) 農用地等の保全の基本的方向

### 2 農用地等の保全のための事業…P16

- (1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業
- (2) 農業農村整備事業による優良農地の保全, 荒廃農地の解消

### 3 農用地等の保全のための活動…P17

- (1) 荒廃農地の適切な保全管理の支援
- (2) 効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化の促進
- (3) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発現を図るための地域の共同活動への支援
- (4) 中山間地域等における集落協定に基づく農地の持続的な保全活動

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項…P18

### 1 農業の経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向…P18

- (1) 本県農業の基本的な方向
- (2) 効率的かつ安定的な農業経営についての基本的な方向
- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた基本的な方向

### 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標…P20

### 3 農業地帯別の基本的な方向…P20

- (1) 広域仙南圏
- (2) 広域仙台圏
- (3) 広域大崎圏
- (4) 広域栗原圏
- (5) 広域登米圏
- (6) 広域石巻圏
- (7) 広域気仙沼・本吉圏

### 4 農用地の集積・集約化について…P21

- (1) 基本的な考え
- (2) 農地中間管理事業の推進
- (3) 農業経営基盤強化促進事業の実施

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項…P22

### 1 農業の近代化のための施設の整備の基本的方向…P22

### 2 重点作物別の構想…P22

- (1) 水稻

- (2) 麦類・大豆
- (3) 野菜・果樹・花き
- (4) 畜産
- (5) 特用作物及び養蚕

### **3 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針・・・P22**

- (1) 広域仙南圏
- (2) 広域仙台圏
- (3) 広域大崎圏
- (4) 広域栗原圏
- (5) 広域登米圏
- (6) 広域石巻圏
- (7) 広域気仙沼・本吉圏

### **4 広域整備の構想・・・P29**

- (1) 野菜，花き，果樹等の共同利用施設の整備
- (2) 地方卸売市場の体制整備

## **第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項・・・P30**

### **1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向・・・P30**

- (1) 施設整備の状況
- (2) 施設整備の基本的方向

### **2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備・・・P30**

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営の施設の整備
- (2) 新規就農者等の支援施設の整備
- (3) 女性農業者，高齢農業者の支援施設の整備

### **3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動・・・P30**

- (1) 認定農業者等の担い手への支援の充実と経営改善支援活動の推進
- (2) 法人経営体の育成
- (3) 新規就農者の育成と総合的支援
- (4) 地域営農の推進
- (5) 女性農業者の経営等への参画
- (6) 高齢者の参画

## **第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項・・・P32**

### **1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標・・・P32**

### **2 農村地域における就業機会の確保のための構想・・・P32**

## **第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項・・・P33**

### **1 生活環境施設の整備の必要性・・・P33**

### **2 生活環境施設の整備の構想・・・P33**

- (1) 農村における美しく住み良い空間の創出と交流の活性化
- (2) 施設の整備における農用地利用計画

(3) 自然にあふれた美しく住み良い安心できる生活環境整備



## 第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

### 1 農用地等の確保の基本的考え方について

#### (1) 優良農地の保全・確保の方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な経営資源であり、安全で安心できる食料の安定供給を図る上で基盤となる重要なものである。同時に、県土の保全や水源のかん養、自然景観の維持等の多面的機能は農業生産活動を通じて発揮されるものであり、今後とも農地を優良な形で保全・確保していくことが必要である。

このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図るものとする。

#### イ 農業振興地域制度の適正な運用

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を農業振興地域として指定して農地面積の確保を図る。また、優良農地の確保と有効活用は、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を発揮する上でも非常に重要であり、広く県民理解の下に推進する。

集団的な広がりを持つ農地や農業生産基盤整備（以下「基盤整備」という。）を実施した優良農地については、農用地区域として確保するとともに、やむを得ない宅地等の非農業的土地需要については、農業上の利用に支障が生じないことを基本とした計画的な土地利用を図る。

優良農地を確保し、良好な営農環境を維持するため、「農業振興地域整備基本方針」と「市町村農業振興地域整備計画」を定期的に見直し、農業振興地域制度の適正かつ厳格な運用を図る。

#### ロ 耕地利用率の向上と荒廃農地の発生防止・解消

基盤整備の推進、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積・集約化、さらに荒廃農地の発生防止・解消等の各種施策を通じて、農地の計画的確保と団地的な土地利用を推進する。

農業生産条件の不利等から荒廃農地等が急速に増加している中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度等の活用により、その発生防止・解消のための取組を推進する。

水田の汎用化等の基盤整備や生産・流通体制の整備を推進し、水稻・大豆・麦類の2年3作体系の定着、野菜・花き等の収益性の高い作物の導入等によって耕地利用率の向上を図る。

#### (2) 農用地区域内農地の確保

農業振興地域は、農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、このうち農業振興地域整備計画において市町村が設定する農用地区域は、農業振興施策を集中的に実施する一方で農地転用を原則として認めない区域である。

このため、(1)に掲げた農用地等の確保のための取組により、今後相当長期にわたり農業上の利用を図るべき土地として積極的に確保する必要がある。

#### イ 県内の農用地区域内の農地面積の現状について

県内の荒廃農地を除いた農用地区域内の農地面積は、令和5年12月31日現在で109千haとなっており、令和元年の112千haに比較すると、この5年間で約2.7%の減少となっている。

近年は農地が減少傾向にあることから、これまでのすう勢が続けば、令和17年までの12年間で荒廃農地の発生や農地転用等でさらに3千haの農地が減少し、農用地区域内の農地面積は106千haになると予想される。

#### ロ 令和17年において確保すべき農用地区域内の農地面積の目標

このような状況を考慮し、農業振興地域制度の適切な運用や荒廃農地の発生防止等、上記(1)に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和17年時点において、107千haの

農用地区域内の農地面積を確保目標とする。

## 2 農用地等の確保のための施策の推進

### (1) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業用排水施設の機能の維持増進等の基盤整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。また、農用地区域の周辺にある土地について、農用地区域内農地と併せて整備を行うことが適当と認められるものについては、積極的に農用地区域に編入する。

### (2) 農地の保全・有効利用

経営所得安定対策の導入による農業経営の安定化に加えて、農地の適正な保全・管理に努め、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域計画の作成を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話し合いの促進、農地中間管理事業等の実践による効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化並びに基盤整備及び農業生産基盤の機能の維持更新等の施策を推進し、荒廃農地の発生防止・解消に努める。また、地域の実情に応じ、必要な荒廃農地の解消を進め、農地の保全・有効利用を促進する。特に、農業生産条件の不利等から荒廃農地等が急速に増加している中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度による地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の解消に向けた対策等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効活用を推進する。

### (3) 非農業的土地需要への対応

経済事情の変化等により農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な非農業的土地需要が生じ、やむを得ず農用地区域内の土地を農用地区域から除外して対応する必要がある場合には、農業上の利用に支障が生じないことを基本として、除外が必要かつ適当であるかを慎重に検討し、計画的な土地利用を図る。この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。また、農用地区域内の農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

### (4) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

「農業振興地域整備計画」は、国土の合理的利用の見地から土地の自然的条件等土地利用の動向等を考慮するとともに、農業以外の用途との調整にも注意した上で、県知事との協議を経て定められている市町村の計画である。このため、国及び地方公共団体は、法第1条の2第2項及び第3項に規定されるとおり、農用地利用計画を尊重して農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努める責務を有している。

したがって、国及び地方公共団体が、公用施設又は公共用施設を設置する場合、この責務を考慮して、原則として農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供しないよう努める。

なお、やむを得ず、農用地利用計画の変更が必要となる場合においては、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

### (5) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に注意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変

更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を考慮して本制度を積極的に活用するものとする。

#### (6) 推進体制の確立等

農業振興地域制度に関する諸計画の作成・変更にあたっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが重要である。このため、県においては、県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から、必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

#### (7) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

### 3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

各農業地帯別の土地利用の基本的方向は、次のとおりとする。

#### (1) 広域仙南圏

本圏域は、熊野岳を主峰とする奥羽山脈から連なる丘陵地帯が西部から東部に向かって次第に傾斜している一方、東部及び南部は阿武隈高地に囲まれ、それぞれの丘陵地帯を縫って流れる阿武隈川及び白石川流域には盆地が形成されている。

農業振興の方向については、水田の用排水改良やほ場の大区画化を進めながら、水田等をフル活用し、新規需要米などの土地利用型作物等の生産量の増大と品質の向上、コストの低減による所得の増大を図る。また、水稻を基軸に、園芸や畜産部門の振興を推進し、安定した複合経営の確立を図る。さらに、食品関連産業等との連携の強化や、生産から加工・販売まで取り組むアグリビジネス、地産地消等を推進して、仙南農産物の利用・販売促進と競争力の向上を図る。

畜産については、丘陵地帯を中心に飼料基盤の整備拡大と経営規模の拡大を図るとともに、水田を活用した稲発酵粗飼料（稲ホールクロップサイレージ、以下「稲WCS」という。）や飼料米等の生産拡大と併せて家畜排せつ物利用を促す耕畜連携を推進する。

以上を考慮し、本圏域については、阿武隈川、白石川等流域に展開する農用地と蔵王山麓、阿武隈山系の緩傾斜地帯を含む地域を農業振興地域として指定するものとする。

#### (2) 広域仙台圏

本圏域は、仙台市を中心として南北に延び、県中央部及び県南東部に位置し、西部は山形県に、南部は福島県に接している。西方に奥羽山脈が連なり、南部に阿武隈山地が走り、これらの山脈と山地の間には標高100m前後の丘陵地と名取川、阿武隈川等により作られた沖積の仙台平野が広がっている。

農業振興の方向については、地域農業の担い手となる営農組織の法人化等を契機に農地中間管理事業等による農地の集積・集約化を促進し、水稻の省力化・低コスト化や麦類・大豆及び飼料用米等の生産拡大及び土地利用型の露地園芸の導入を推進する。また、養液栽培やICT等の高度技術を導入した施設園芸や機械化体系による業務・加工野菜など収益性の高い園芸を推進する。

さらに、都市近郊の特徴を活かした農産物直売所、農家レストラン等の都市と農村地域の交流促進や地域の農産物等を生かした新たな価値の創出と6次産業化に取り組むアグリビジネス経営体の育成を促進する。畜産経営については、安定的発展を図るため、飼料用米、稲WCS等を活用し自給飼料の確保に努めるとともに、環境にやさしい畜産の振興を推進する。

以上を考慮し、本圏域については、主に都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、用途地域を除いた農業の振興を図る地域を農業振興地域として指定するものとする。

#### (3) 広域大崎圏

本圏域の西部は奥羽山脈を背後に控えた山間丘陵地帯である。また、江合川、鳴瀬川が東流する中央部

及び東部は平坦地が多く広大な大崎耕土を形成している。

農業振興の方向については、平坦地帯では良質米の産地として新たな「みやぎ米」創出と麦類・大豆及び加工・業務用野菜等を含めた土地利用型作物の振興を目指し、基幹的農業水利施設や大区画ほ場の整備を推進するとともに農地中間管理事業等による農地の集積・集約化の促進による経営規模の拡大とコントリーエレベーター等生産拠点施設の効率的活用による低コスト化を目指した土地利用型農業を確立する。

さらに畜産の主産地として畜産農家の経営体質の強化と規模拡大、環境に配慮した持続型の畜産経営の推進と安全で高品質な畜産物の生産を行うため、ほ場条件を生かして飼料用米、稲WC S等の団地化とたい肥等の資源循環に努める。

施設野菜・花きについては、生産性を上げ、産地づくりに努める。

山間丘陵地帯においては、標高差を生かした野菜、花き等と特用林産物の振興を図る。

以上を考慮し、本圏域については、江合川、鳴瀬川等各水系に展開する農用地と奥羽山脈丘陵部の緩傾斜地帯を含む地域について農業振興地域を指定するものとする。

#### (4) 広域栗原圏

本圏域は、西北部を奥羽山脈が縦走し、支脈は南東に張り出して丘陵地帯を形成しており、その間を流れる迫川、二迫川及び三迫川沿いに肥沃な耕土が拓けている。

農業振興の方向としては、農地整備事業の推進と、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業法人の設立支援や機械の共同利用等により、農業経営の体質強化を図る。また、大豆及び飼料用米等の作付けを推進し、水田のフル活用により土地利用型農業の所得確保を図る。

園芸については、生産拡大と振興品目の産地化を図るとともに、園芸施設の導入や大規模経営体の生産力向上を支援し、園芸産地の強化を図る。

畜産については、耕畜連携による資源循環型農業を推進するとともに、畜産クラスターの取組により担い手の育成や生産基盤等の強化を図る。

農産物直売所や6次産業化に取り組む経営体に対して、人材育成や、販売力強化、販路拡大等を推進し、付加価値の高い農業の確立を図る。

以上を考慮し、本圏域については、迫川等各水系に展開する農用地と栗駒山ろく丘陵部の緩傾斜地帯を含む地域を農業振興地域として指定するものとする。

#### (5) 広域登米圏

本圏域は、中央部からやや東寄りに北上川が南下して流れ、右岸一体は広大な登米耕土を形成している。中央部を迫川が流れ、さらに西側には伊豆沼、長沼等の湖沼群がある。また、左岸一体は北上山地の南端地域に含まれる丘陵地帯である。

農業振興の方向としては、地域農業の担い手の育成・確保と農地整備事業の推進、農地中間管理事業等による集積・集約化を促進し、耕畜連携による土づくりと環境保全農業の実践等による「環境保全米」や輸出用米の作付け推進、水田フル活用による麦類、大豆及び飼料作物等の土地利用型作物の生産拡大を図る。園芸作物については環境制御技術や総合的病虫害防除技術等を導入することで、環境に配慮した作物の拡大を図るとともに、6次産業化やアグリビジネスの推進により高付加価値化と生産者の所得向上を図る。

畜産については飼料用米や稲WC S用稲の作付けを促進し、自給飼料に立脚した安全・安心な畜産物の生産供給体制を確立する。

以上を考慮し、本圏域については、北上川、迫川等各流域にある農用地と北上山系山間部の緩傾斜地帯を含む地域を農業振興地域として指定するものとする。

#### (6) 広域石巻圏

本圏域は、東部と南部が太平洋に面し、東部海岸は北上山系の丘陵が連なり、リアス海岸を形成している。また、中央部は北上川と鳴瀬川が南北に縦貫し、広大な仙台平野の一部を形成している。

農業振興の方向については、信頼される農作物の安定供給基地として、水田フル活用による需要に応じた米づくり、麦・大豆等の高品質安定生産を強力に推進する。また、農地中間管理機構等との連携による

担い手への農地の集積・集約化を促進し、土地利用の効率化を図るとともに、生産施設・機械等の計画的な導入により、生産性の向上を図る。

園芸作物については、園芸特産振興戦略プランに掲げる重点振興品目を中心に、気候変動等に対応した安定生産技術を推進するとともに、安心・安全な野菜供給のためのGAP、IPMの取組を進める。また、加工・業務用野菜等の多様な需要に対して、作付誘導や品質確保、組織化等積極的な対応により、生産供給体制を確立する。

畜産については、稲WCS用稲など自給飼料の生産拡大を推進し、生産コストの低減を図るとともに、石巻で産出された「茂洋」の血統を引継ぐ基幹種雄牛「茂福久」等を活用した優良肉用牛の生産振興を強力に推進する。

以上を考慮し、本圏域については、北上川及び鳴瀬川下流市町の市街化区域及び港湾隣接地域以外の区域と北上山系山間部の緩傾斜地帯を含む地域を農業振興地域として指定するものとする。

#### (7) 広域気仙沼・本吉圏

本圏域は、北上山地の南端に含まれた丘陵地帯で、太平洋岸はリアス海岸を形成している。

農業振興の方向については、担い手の育成、生産基盤の整備、遊休農地の活用、限られた耕地を高度に利用できる野菜や花き等の集約的な園芸を推進する。

とりわけ園芸については、施設化による安定生産、農地整備事業実施地区における露地野菜生産を推進し、圏域内流通や業務用向け販売といった多彩な販売に取り組みながら、道の駅や直売所等での販売、農漁家レストランでの提供、学校給食への供給等の地産地消の取組を含め特色のある園芸産地づくりを展開する。

畜産については、飼養規模の拡大、飼料自給率及び飼育管理技術の向上に努める。また、優良種畜を利用した生産性の高い肉用牛生産を推進する。

その他地域の特色を活かしたグリーン・ツーリズム等都市と農山漁村の交流促進を図るとともに、産直活動等を支援し、地域内流通の活性化に努める。

以上を考慮し、本圏域については、三陸沿岸部や北上山系山間部の緩傾斜地帯を含む地域を農業振興地域として指定するものとする。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第3条の2により農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農業振興地域の指定を相当とする地域は、次のとおりである。

なお、下表中、「総面積」は農業振興地域指定予定地域内に含まれる土地の面積計を、「農用地面積」は農業振興地域内の田・畑・樹園地・採草放牧地の面積計をそれぞれ表す。各面積は令和5年度確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査に基づく（地域毎に小数点以下を切り捨て）。

### (1) 広域仙南圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域仙南圏	白石地域 (白石市)	白石市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,272 農用地面積 (3,887)
	角田地域 (角田市)	角田市のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,248 農用地面積 (4,801)
	蔵王地域 (蔵王町)	蔵王町のうち自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,793 農用地面積 (2,603)
	七ヶ宿地域 (七ヶ宿町)	七ヶ宿町のうち自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 2,248 農用地面積 (848)
	大河原地域 (大河原町)	大河原町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,044 農用地面積 (645)
	村田地域 (村田町)	村田町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,218 農用地面積 (1,946)
	柴田地域 (柴田町)	柴田町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	1 総面積 2,782 農用地面積 (1,199)

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域仙南圏	川崎地域 (川崎町)	川崎町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,050 農用地面積 (1,755)
	丸森地域 (丸森町)	丸森町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 14,937 農用地面積 (4,067)
		広域仙南圏 面積計	総面積 59,592ha (農用地面積 21,751ha)

## (2) 広域仙台圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域仙台圏	仙台地域 (仙台市)	仙台市のうち都市計画法の市街化区域・臨港地区、港湾法の港湾隣接地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 10,776 農用地面積 (6,155)
	名取地域 (名取市)	名取市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,427 農用地面積 (2,661)
	多賀城地域 (多賀城市)	多賀城市のうち都市計画法の市街化区域・臨港地区及び港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 423 農用地面積 (365)
	岩沼地域 (岩沼市)	岩沼市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,665 農用地面積 (1,758)
	亘理地域 (亘理町)	亘理町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,123 農用地面積 (4,036)

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域仙台圏	山元地域 (山元町)	山元町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,506 農用地面積 (2,306)
	松島地域 (松島町)	松島町のうち都市計画法の市街化区域、港湾法の港湾隣接地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,421 農用地面積 (881)
	七ヶ浜地域 (七ヶ浜町)	七ヶ浜町のうち都市計画法の市街化区域・臨港地区及び港湾法の港湾隣接地域等を除いた区域	総面積 397 農用地面積 (185)
	利府地域 (利府町)	利府町のうち都市計画法の市街化区域・用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,092 農用地面積 (440)
	大和地域 (大和町)	大和町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,258 農用地面積 (2,405)
	大郷地域 (大郷町)	大郷町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,765 農用地面積 (2,445)
	富谷地域 (富谷市)	富谷市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,118 農用地面積 (449)
	大衡地域 (大衡村)	大衡村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,317 農用地面積 (1,350)
		広域仙台圏 面積計	総面積 48,288ha (農用地面積 25,436ha)

(3) 広域大崎圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域大崎圏	大崎地域 (大崎市)	大崎市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 39,313 農用地面積 (19,668)
	色麻地域 (色麻町)	色麻町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,281 農用地面積 (3,088)
	加美地域 (加美町)	加美町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 14,928 農用地面積 (6,959)
	涌谷地域 (涌谷町)	涌谷町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,786 農用地面積 (3,579)
	美里地域 (美里町)	美里町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 7,000 農用地面積 (4,968)
		広域大崎圏 面積計	総面積 74,308ha (農用地面積 38,262ha)

(4) 広域栗原圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域栗原圏	栗原地域 (栗原市)	栗原市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 44,583 農用地面積 (19,435)
		広域栗原圏 面積計	総面積 44,583ha (農用地面積 19,435ha)

(5) 広域登米圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域登米圏	登米地域 (登米市)	登米市のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 33,521 農用地面積 (19,331)
		広域登米圏 面積計	総面積 33,521ha (農用地面積 19,331ha)

(6) 広域石巻圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域石巻圏	石巻地域 (石巻市)	石巻市のうち都市計画法の市街化区域・臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 17,858 農用地面積 (10,016)
	東松島地域 (東松島市)	東松島市のうち都市計画法の市街化区域・臨港地区、港湾法の港湾隣接地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 6,626 農用地面積 (3,050)
		広域石巻圏 面積計	総面積 24,484ha (農用地面積 13,066ha)

(7) 広域気仙沼・本吉圏

農業地帯名	指定予定地域名	地域の範囲	地域の規模 (ha)
広域気仙沼・本吉圏	気仙沼地域 (気仙沼市)	気仙沼市のうち都市計画法の用途地域・臨港地区、港湾法の港湾隣接地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 11,661 農用地面積 (3,364)
	南三陸地域 (南三陸町)	南三陸町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 7,372 農用地面積 (1,502)
		広域気仙沼・本吉圏計	総面積 19,033ha (農用地面積 4,866ha)
		県 計	総面積 303,809ha 農用地面積 142,147ha

(指定予定地域名・市町村名・指定予定地域の規模は令和5年12月31日現在)

### 第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備については、生産性の高い土地利用型農業と施設園芸等の多彩で収益性の高い農業構造を確立するため、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を基本としつつ、「みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき推進する。

特に、農村や都市近郊においては、秩序ある土地利用調整を図るとともに、地域の特色を生かした市民農園の整備を図る。また、農業農村整備事業の実施に際しては、環境との調和に配慮し、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、生物多様性の保全に役立てる。

農業生産基盤の整備については、地域計画と連携し、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備、国内の需要等も踏まえた水田の汎用化を推進する。

畑・樹園地等についても、荒廃農地の利活用と立地条件に応じて必要な事業及び施設の整備を進めるとともに、採草放牧地の高度利用や造成・整備を促進する。また、農産物の安定生産に必要な不可欠な基幹的農業水利施設の整備・更新に加え、用排水管理の合理化を図り、効率的・安定的な農業の展開を可能とする広域水管理システムを導入するほか、農村の活性化にも配慮しつつ、農村地域のインフラの持続性を確保するため、農道等の再編・強靱化、高度化を推進する。

#### 2 農業地帯別の農業生産基盤の整備の方向

##### (1) 広域仙南圏

###### イ 水田の整備

(イ) 農地の集積・集約化、低コスト化に対応したほ場の大区画化や水田の汎用化を進める。

(ロ) 適切な水管理を図るため、阿武隈川、白石川流域等の基幹的農業水利施設の効率的かつ計画的な更新整備を進める。

(ハ) 地域内の排水不良地の改良を図るため、基幹的排水施設の整備等を進める。

(ニ) 生産資材や農産物の輸送の合理化を図るため、基幹的農道の整備を実施する。

###### ロ 畑・樹園地の整備

(イ) 樹園地、観光農園等にも対応した生産基盤の整備を図る。

(ロ) 野菜及び花きの主産地としての各種土地基盤の整備を進める。

###### ハ 採草放牧地の整備

既存採草放牧地の高度利用を図るほか、牧道や飲雑用水等の施設を整備するとともに、自給飼料確保のため、既存草地の改良整備を進め収量の向上を図る。

##### (2) 広域仙台圏

###### イ 水田の整備

(イ) 生産性向上と経営基盤の強化を図るため、水田の大区画化や汎用化、農地中間管理事業等を活用した大規模経営体への農地の集積・集約化を推進する。

(ロ) 内陸部においては、地域農業の維持継続を図るため、整備済み農地の耕作条件の改善や再区画整理、農業水利施設ストックマネジメントを推進する。

(ハ) 農村地域の維持活性化に向けて、地域農業の担い手を育成するとともに、日本型直接支払制度等を活用した共同活動や、集落間ネットワークの形成など地域づくりを推進する。

###### ロ 畑・樹園地の整備

(イ) 大消費地仙台を抱える地域の強みを活かした園芸を振興するため、養液栽培施設等の安定的継続生産に対応した生産体制の構築を推進する。

(ロ) 津波被災地域の創造的な復興のため、山元東部地区等の大規模畑地を整備し、露地園芸における

生産の高位安定化を図る。

ハ 採草放牧地の整備

良質粗飼料確保のため、生産性が低下した採草地の整備や更新を進め、品質と収量性の改善を図る。

(3) 広域大崎圏

イ 水田の整備

(イ) 担い手への農地の集積・集約及び生産コストの低減を図るための農地の大区画化や、高収益作物の導入・拡大を図るため水田の汎用化を行う農地整備を推進する。

(ロ) 農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保するため、鳴瀬川ダム等の整備や、老朽化が進行している農業水利施設の計画的な補修・更新を行う。

ロ 畑の整備

野菜・花きの生産拡大や生産性向上のため、生産基盤の整備及び施設等の整備を図る。

ハ 樹園地の整備

既存農地の団地化促進や土壌改良等を推進するとともに、新規作目導入や観光との連携等効率的な活用を促進する。

ニ 採草放牧地の整備

自給飼料の増産を図るため、山間丘陵地帯を中心に生産性の低下した採草地、放牧地の整備や更新を進めるとともに、公的牧場の利用率向上に努める。

(4) 広域栗原圏

イ 水田の整備

(イ) 低コスト生産に対応した大区画ほ場の整備と水田の汎用化を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進し、持続発展可能な土地利用型農業の確立を図る。

(ロ) 農地の適切な保全管理を図るため、多面的機能支払交付金等の日本型直接支援制度を活用した共同活動の取組拡大を支援するとともに、併せて地域資源を活用した集落ぐるみの取組を支援し、農村地域の活性化を図る。

(ハ) 農業用排水施設の長寿命化を図るため、老朽化した施設等の整備を計画的に推進する。

ロ 畑・樹園地の整備

(イ) 野菜・花き等の需要増加に対応した生産基盤の整備を行い、園芸作目の生産拡大を図る。

(ロ) 果樹園の土壌改良等を進め、果実加工品の生産を推進する。

ハ 採草放牧地の整備

栗駒山ろくの既存草地を整備し、公共牧場の利用を促進する。

(5) 広域登米圏

イ 水田の整備

(イ) 地域水田農業ビジョンの実現に向け、農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、低コスト化に対応したほ場の大区画化や水田の汎用化を進める。

(ロ) 基幹的農業水利施設の機能維持・長寿化を図るため、老朽化等に応じた施設の計画的な更新整備を推進する。

(ハ) 農業・農村が有する多面的機能を適切に維持・発揮させるため、多面的機能支払交付金を活用した共同活動や地域づくりを支援するとともに、地域農業の担い手を育成・確保する。

ロ 畑の整備

野菜・花き等の需要増加に対応した生産基盤の整備を進め、高品質・安定生産の園芸産地拡大を図る。

ハ 樹園地の整備

作業の効率化等を図るための低樹高栽培や、省力化を図るための樹体ジョイント栽培等を推進するとともに、同一品種の単植化や農薬飛散防止のための障壁作物の植栽を行う。さらに新植や改植による安全・安心な果樹生産が行える団地を整備する。

ニ 採草放牧地の整備

自給飼料の増産を図るため、飼料生産基盤の整備を推進する。

#### (6) 広域石巻圏

##### イ 水田の整備

(イ) 水田整備率83%（うち大区画化率63%）と高い水準で大区画化・汎用化が進んでおり、効率的な農地利用が可能となっている。未整備の地域では担い手への農地集積・集約化や後継者への継承など、地域農業の将来像を描いた地域計画の実現に向けて整備を進める。

(ロ) 過去に整備された基幹的農業用排水施設については、施設機能の維持保全を図るとともに、老朽化した施設の計画的な整備・更新を図る。

##### ロ 畑・樹園地の整備

(イ) 野菜・花き等の多様な需要に対応して、農家収益の向上に役立つ高収益作物の導入に必要な整備を図る。

(ロ) 石巻市周辺は、県下でも有数の施設園芸地帯であり、これをさらに促進するための整備を図る。

##### ハ 採草放牧地の整備

既存草地は、比較的小規模のものが多いため、効率的に利用する組織の育成や既存草地の整備改良を進める。

#### (7) 広域気仙沼・本吉圏

##### イ 水田の整備

(イ) 中山間地域における優良農地の確保のため、農地や農業用施設の維持管理軽減を目的とした整備を推進する。

(ロ) 農地の適切な保全管理を図るため、中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払制度を活用した共同活動の取組拡大を支援する。

##### ロ 畑・樹園地の整備

野菜、花き、果樹の生産拡大や生産性向上のため、生産基盤の整備及び施設等の整備を図る。

##### ハ 採草放牧地の整備

既存草地は、比較的小規模のものが多いため、自給飼料の増産を図るため、草地の更新や適正管理を推進する。

### 3 広域整備の構想

農業振興地域の整備に当たり、受益の範囲が市町村の区域を越える広域的な用排水の改良、農地の整備及び農道の整備等について、次の構想により取り組むものとする。

#### (1) 用排水施設の新設・改良

農業生産基盤の整備に係る事業のうち、受益の範囲が広域にわたる基幹的農業用排水施設については、各市町村農業振興地域整備計画及びその他の広域整備計画と有機的な関連を保ちつつ整備し、経営体の育成を図りながら、高生産性農業を目標とした水田農業の合理化と畑作振興に資するよう積極的に推進する。また、農業用排水施設全体を効率的に監視、操作する水管理システムの導入により、用排水の合理的配分や施設の保全、災害の防止と維持管理費の節減を図る。

#### (2) 区画整理等の農地の整備

農業生産基盤の整備に係る事業で、区画形質の変更等に係る農地整備のうち、受益の範囲が広域にわたるものについては、各市町村農業振興地域整備計画及びその他の広域整備計画と有機的な関連を保ちつつ整備を図る。

整備に当たっては、地域の特性を考慮して、低コスト水田農業や麦類・大豆のほか収益性の高い園芸作物の安定生産のための汎用化を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進するためにソフト事業と連携した大区画農地整備を推進する。

#### (3) 農道の整備

受益の範囲が広域にわたる農道については、各市町村農業振興地域整備計画及びその他の広域整備計画との有機的な関連を保ちつつ、農産物の流通合理化や営農環境の改善に寄与する農道等の再編・集約等を

計画的に行う。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1 農用地等の保全の方向

#### (1) 農用地等の保全の必要性

農地や農業用ため池、用排水機場、水路等の農業用排水施設は、農業生産活動に必要な不可欠な資源であり、これらは農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の発揮に寄与し、県土や地域の防災・保全に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、近年は耕作放棄による荒廃農地の発生や、農家数減少及び担い手高齢化による農地や農業用排水施設の保全・管理機能の低下、経年劣化による農業用排水施設の老朽化など、農業生産活動を継続するうえでの課題が生じている。特に中山間地域においては担い手の高齢化と過疎化により荒廃農地の発生が著しい状況にある。

これら農用地等を取り巻く現状の課題を解消し、優良農地を確保することで農業生産活動の継続を図るとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承といった重要な機能を維持していく必要がある。

また、激甚化・頻発化する集中豪雨や台風、地震等により、農地や農業用排水施設のみならず、家屋や公共施設等を含む農村地域に甚大な被害が発生するリスクが高まっていることから、優良農地の確保や農村での安全安心な暮らしの実現に向けて、農村地域の防災・減災対策を強化が必要である。

#### (2) 農用地等の保全の基本的方向

優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図るために、経営所得安定対策の導入による農業経営の安定化に加えて、農地整備事業の実施による農業生産の効率化と、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を推進する。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の適切な運用や地域営農体制の構築、さらには中山間地域の地形や自然環境等の条件に配慮した基盤整備により、荒廃農地の発生防止や農用地等の適正管理に努めていく。

用排水機場や水路等の農業用排水施設について、水土里ビジョンの仕組みを活用しつつ、適正な維持管理を推進するとともに、更新時期を迎えた施設について、老朽化等の実態に応じて効率的、効果的な更新を計画的に進めていく。

また、防災重点農業用ため池の決壊による下流域の家屋や公共施設等への被害を防止するため、人的被害等を与えるおそれがある農業用ため池の保管理体制の強化を支援するとともに、劣化・地震・豪雨に対する耐性評価の結果を基に、必要な防災工事を実施していく。

### 2 農用地等の保全のための事業

#### (1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

##### イ 農地防災事業

緊急性を勘案し、災害発生の危険性が高い老朽化の著しいため池、農業用排水施設等の改修を計画的に実施し、災害発生を防止する。また、防災重点農業用ため池について、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、ハード及びソフト対策を集中的かつ計画的に推進し、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する。

##### ロ 農地保全事業

地すべりの発生は、家屋、人命のほか、農地にも被害を及ぼす恐れがあるため、地すべり防止区域に対して、計画的な地すべり防止工事を実施する。また、現在指定を受けていない箇所においても、地すべりの発生により被害を及ぼす恐れがある場合は、状況に応じて、適切な対策を講じる。

急傾斜地や特殊土壌地帯においては、農用地の侵食崩壊を防止するために農業用排水施設等を整備する。

#### (2) 農業農村整備事業による優良農地の保全、荒廃農地の解消

イ 農地整備事業

農地の大区画化、農業用排水施設、農道の改良等を総合的に実施する。

ロ 水利施設整備事業

基幹的農業用排水施設の新設、改修及びそれに付帯する工事を実施する。また、基幹的な農業水利施設等に係る管理体制の整備を図り、機能診断や予防保全対策を実施し施設の長寿命化に向けた適正な管理及び保全を推進する。

ハ 農村集落基盤再編・整備事業

中山間地域の地形や自然環境等の条件に配慮した農業生産基盤の整備により、荒廃農地の発生防止や農用地等の適正管理に努める。

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 荒廃農地の適切な保全管理の支援

地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理機構による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進める。

#### (2) 効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化の促進

農地の有効活用を図るため、農地の利用調整のための各種活動に対する支援を行いながら農地の流動化を促進することで、地域農業の担い手に計画的に農地を集積・集約化し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

#### (3) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発現を図るための地域の共同活動への支援

多面的機能支払交付金を活用しながら、地域資源の適切な管理を行い、農村の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下による荒廃農地の発生を防止する。

#### (4) 中山間地域等における集落協定に基づく農地の持続的な保全活動

中山間地域等直接支払制度を活用しながら、集落協定を支援し、荒廃農地の発生を防止する等、農用地の適切な保全管理を行っていく。また、集落協定を支援するほかに、農用地保全対策等のソフト事業も推進しながら、多様な担い手の育成や集落の景観保全対策等を進める。

さらに、都市住民との交流等により棚田等の機能や必要性について理解や再認識を促し、地域外住民による農用地利用や農作業への参加を進める。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

### 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

#### (1) 本県農業の基本的な方向

本県農業は、我が国の主要な食料生産基地として良質な農産物の安定供給に努めてきており、将来にわたってその機能を維持するため、主要な農業の担い手である認定農業者の確保目標を定め、諸施策を集中して取り組んできた。また、東日本大震災による未曾有の被災からの創造的復興に向けて、農地の大区画化や集積・集約化による経営規模の拡大、ICT等のテクノロジー導入による新たな農業モデルの構築などの取組を進めた結果、経営規模が100haを超える大規模な土地利用型農業法人や高度な環境制御技術を導入した先進的施設園芸法人が誕生している。

しかしながら、急激な人口減少や少子高齢化、集落機能の低下、鳥獣被害の深刻化、輸入農産物との競争激化、さらには頻発する自然災害・新たな感染症の発生など、本県の農業をとりまく環境は一層厳しさを増している。また、中山間地等においては荒廃農地の増加や担い手不足などが深刻な課題となっている。

このような状況を踏まえ、本県では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づいた施策等を重点的に推進し、次代における農業人材の育成や革新技術の活用による戦略的な農業の展開を図ることにより農業が本県の地域経済を支える産業となるように発展させていく。

#### イ みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成

経営の改善・発展に意欲的に取り組んでいる家族経営体から農業法人等まで幅広く支援を行うことにより、経営の安定化・高度化を図る。また、新規就農者の定着推進、農業大学校での次世代の担い手の育成、女性農業者が活躍できる環境づくりを進めるとともに、企業等の農業参入の推進を図ること等により新たな担い手を確保する。

#### ロ 先進的技術等を活用した農業生産の効率化と高度化

ICTを活用したスマート農業（農業にテクノロジーを導入して課題を解決すること）を推進することにより農業生産性の向上や省力化を図るとともに、気候変動による被害を回避・軽減するための安定生産技術の開発、時代のニーズに対応した新品種の育成、環境負荷軽減に向けた技術の開発等を進める。

#### ハ 基盤整備と農地集積・集約化による農地利用の高度化

農地整備事業等による農地の大区画化・汎用化、中山間地域における耕作条件の改善等を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進することにより、農地利用の高度化を図る。また、地域の合意形成に基づいた共同活動による農地の保全管理や農業委員会が実施する農地パトロール等により優良農地の確保を図る。

#### ニ 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立

競争力の高い園芸産地を確立するため、高度な環境制御技術を導入した先進的園芸施設や、加工・業務用などの実需者ニーズに対応した大規模露地栽培の拡大、企業参入の促進等により地域の園芸振興の中核となる先進的園芸経営体を育成し、生産拠点を築く。また、多様な経営体により形成されている既存産地の拡充や県振興品目の安定的な生産を振興する。

#### ホ 水田フル活用による需要に応じた作物生産の振興

需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用による加工用米、新規需要米、大豆・麦類の作付拡大を推進するとともに、収益性の高い園芸作物への転換を進め、農業所得の向上と競争力の高い水田農業を目指す。

#### ヘ 生産基盤の拡大による畜産物の競争力強化

地域の中心となる大規模畜産経営体だけでなく、中小規模の畜産経営体も含めた担い手を確保することにより生産力の向上を図り、持続性の高い畜産経営基盤を確立する。また、飼料用稲や牧草などの自給的飼料作物を最大限に利用した低コスト生産を進めるとともに、家畜の遺伝子評価やICTを活用したスマート農業技術の導入等により効率的な畜産経営を推進する。

## (2) 効率的かつ安定的な農業経営についての基本的な方向

### イ 目標とすべき所得水準、労働時間等

農業の諸課題に対処し、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明示する。県内各地においてモデル的な経営を実践している経営体の事例を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間）の水準を確保しつつ、地域の他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり600～720万円程度）を確保することができるような農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の大宗を担うような農業構造の確立を目指す。

### ロ 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成

宮城県担い手育成総合支援協議会等との連携を図りながら、経営改善計画の作成支援や目標達成に向けたフォローアップ等を行うことにより、認定農業者の確保・育成を推進する。また、宮城県農業経営・就農支援センター等との連携により、法人設立や規模拡大、6次産業化、円滑な経営継承等に向けた支援を行い、農業経営の安定化・高度化を図る。

県内では女性農業者が農業就業人口の約4割を占めており、今後の農業生産の持続的な発展に向けて重要な役割を担うことが期待されている。このため、農業経営改善計画の共同認定や家族経営協定の締結等を通じて、女性農業者の経営への参画を促進するとともに、女性農業者が能力を発揮できるような就労環境の整備を進めていく。

## (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた基本的な方向

### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農者数については、令和元年度以降概ね150人前後で推移している。特に、農業法人への雇用就農が増加しており、農業法人は経営基盤が確立されていない新規参入者の重要な受け皿となっている。

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進行する中、今後も本県農業を持続的に発展させていくためには、継続的かつ安定的に新規就農者を確保していくことが必要であり、農家出身者はもとより、非農家出身者や、他産業従事による豊富な経験や知識を有する中高年者等、意欲ある優秀な人材を幅広く定着させることが必要である。

具体的には、次代の本県農業の大宗を担う効率的かつ安定的な経営体数4,000経営体を維持するためには、新規就農者を年間160人確保することを目標とする。

### ロ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営体と同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（(2)イに示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

但し、経営基盤が確立されていない新規参入者等や、収入を得るまで長い期間を要する果樹の栽培等に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

#### ハ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

県内外での就農情報の発信や就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識を習得するため、県農業大学の教育内容の充実を図り、また、認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農家等の協力を得て効率的かつ計画的な指導・研修を支援する。これらの実施にあたっては、農業改良普及センターのほか、市町村、農業協同組合、一般社団法人宮城県農業会議（以下「宮城県農業会議」という。）、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「みやぎ農業振興公社」という。）等の関係機関が連携を密にしながら支援を行う。また、近年増加している雇用就農者についても、将来は経験を生かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

## 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営の目標達成を図るための基本的指標は、農業経営基盤強化促進法第5条第1項の規定により別に定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に記載のとおりである。

## 3 農業地帯別の基本的な方向

### (1) 広域仙南圏

農地整備事業及び農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化と併せ、情報通信技術（ICT）や機械の導入等による農業経営の効率化を推進するほか、生産基盤や施設の整備等による生産拡大に加え、食品関連産業と連携したサプライチェーンの構築等により経営基盤の強化を図り、競争力のある農業を実現していく。

また、水稻を基軸に、園芸や畜産の振興を推進し、安定した農業経営の確立を図る。

### (2) 広域仙台圏

農地整備事業や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化による経営の大規模化を推進し、水稻（新規需要米、加工用米、備蓄米を含む）、麦、大豆をはじめ露地野菜等の土地利用型園芸導入による効率的な農地利用の促進を図る。また、立地条件を生かした都市近郊型の花き・野菜等の高付加価値型農業を推進し、競争力ある経営体を育成する。

### (3) 広域大崎圏

農地整備事業や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化の促進や効率的な生産システムの構築により水稻、麦、大豆及び露地野菜等を含めた収益性の高い土地利用型農業経営の確立を図るとともに、畜産生産基盤や園芸施設等の整備を推進し、生産振興を図りながら顧客ニーズに対応した販売力を強化し、経営改善に取り組む競争力と個性ある経営体の育成を図る。

### (4) 広域栗原圏

農地整備事業による生産基盤の整備を促進し、農地中間管理事業等も活用しながら担い手への農地の集積・集約化と法人化を推進し、規模拡大による低コスト化と効率的で競争力ある経営体を育成するとともに、大豆及び露地園芸の振興や園芸施設の導入、飼料作物の生産拡大等水田のフル活用を推進し農業畜産経営基盤の強化を図る。また、ICTの活用や農業の6次産業化など収益性の高い経営体の育成を図る。

### (5) 広域登米圏

農地整備事業や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約による効率的な生産基盤の構築や、「環境保全米」等の売れる米づくりを推進するとともに、米、大豆等との複合による露地園芸部門の確立、新技術の導入等による高品質・安定的な施設園芸作物の拡大、アグリビジネスの展開等による高付加価値化を推進する。また、畜産については、飼養・衛生管理の徹底及び優良家畜の改良等による生産性向上や自給粗飼料の生産拡大を支援し、安全・安心な畜産物の安定供給を推進する。

### (6) 広域石巻圏

水田フル活用による多彩な農作物生産振興を進めるため、需要に応じた米の生産、加工用米や新市場開拓用米等の新規需要米及び収益性の高い園芸品目への作付転換の取り組みを推進する。

園芸では、比較的温暖な地域の特性を生かし、施設化の推進とともに環境制御技術等を活用した高品質・高収益化を図るとともに実需者との契約による露地野菜の栽培を推進する。畜産では、飼料自給率の向上等により経営体質の強化を図る。

#### (7) 広域気仙沼・本吉圏

南三陸沿岸部の気象条件や中山間地域の耕地を高度に利用できる野菜、花き等の集約的園芸の推進と、少量多品目の特産園芸産地づくりに取り組むとともに、大規模施設園芸やねぎ等の露地野菜の栽培を推進する。畜産では、肉用牛を中心として優良種畜の活用による生産性の向上や、自給飼料生産を推進する。

### 4 農用地の集積・集約化について

#### (1) 基本的な考え

認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するためには、従来にも増して、積極的な農用地の流動化への取組が必要である。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を進めるに当たっては、農地中間管理事業を中心的な事業と位置づけ、市町村が作成する地域計画（法定化された人・農地プラン）に基づく農地の集積・集約化を推進していくことで目標の達成を図る。

県においては、関係各課や各地方振興事務所・地域事務所、農業改良普及センター等による推進体制を整備するとともに、みやぎ農業振興公社、宮城県農業会議、宮城県農業協同組合中央会、宮城県土地改良事業団体連合会等との連携を図りながら、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業等の農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施する。

これらの措置が、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画及び同法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画の認定制度の積極的な活用を図るものとし、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### (2) 農地中間管理事業の推進

- イ 農地中間管理機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中核的な事業体と位置づける。
- ロ 県及び農地中間管理機構は、農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点に基づき、担い手の農業経営の規模拡大を図るための農用地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を促進するとともに、荒廃農地の発生防止・解消を推進する。
- ハ 県及び農地中間管理機構は、地域計画と連動した効果的、効率的な取組を着実に推進する。
- ニ 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化については、関係機関と連携を一層密にして、円滑な移行を推進する。
- ホ 担い手が十分に確保できない地域については、担い手以外の農業者の農地中間管理事業の活用を妨げないものとする。

#### (3) 農業経営基盤強化促進事業の実施

各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域全体の農業経営体の発展が図られるよう適切な運用を図り、これらの農業経営体への農用地の利用集積を推進する。

農用地利用改善団体の設立にあたっては、市町村が作成する地域計画との整合性を図りながら、地域における話し合いによる合意形成を通じた効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積を進める。

農作業受委託については、農地の権利移動に至らないまでも、実質的な農業経営の規模拡大が図られ、農業機械・施設の効率的利用や生産性の向上に寄与するものであることから、農用地の流動化を補完する取組として推進する。将来的には、農作業受委託が農地中間管理事業を活用した貸借へと進んでいくように誘導する。

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

### 1 農業の近代化のための施設の整備の基本的方向

本県農業が21世紀において魅力ある産業として一層の発展を期するためには、国際環境や気候・経済等の変動に対し強靱な体質を持った農業構造とする必要があることから、水田農業・園芸・畜産のバランスのとれた生産が行われるとともに、6次産業化等の付加価値を高める取組を進め、生産性の高い持続的な農業が展開されるよう、競争力ある宮城の農産物の生産体制及び機械・施設の整備を推進する。

特に、生産資材や農産物の集出荷及び市場等流通施設の整備に当たっては、合理的な配置と効率利用を確保するため、市町村域を越えた広域的な利用体制も十分に考慮して推進する。

### 2 重点作物別の構想

#### (1) 水稲

低コストを基調とした生産性の高い稲作経営の確立を目指し、大区画化等の基盤整備や、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を促進するとともに、共同育苗施設やントリーエレベーター等の生産施設の整備、効率的利用を推進する。また、省力化等を目指した直播栽培<sup>ちよくは</sup>の拡大や高温登熟耐性等に優れた品種の導入・普及を図り、需要に応じた米づくりを推進していく。

#### (2) 麦類・大豆

消費者や実需者が求める市場評価の高い麦類・大豆の安定生産を目指し、需要に応じた品種の導入や作付誘導を進めながら、生産体制の組織化、ほ場の団地化を図るとともに、水田及び水稲用機械施設の汎用利用及び共同乾燥調製施設等の整備による高品質・低コスト生産を推進する。

#### (3) 野菜・果樹・花き

園芸産出額の倍増を目指し、競争力の高い園芸産地を確立するため、生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設等の整備による品質及び生産性の向上を推進する。また、機械化一貫体系やスマート農業技術の導入促進による作業の効率化・省力化等を進め、品質・量ともに安定的に供給できる体制構築を推進する。

#### (4) 畜産

経営体質の強化と飼料自給率の向上を図るため、効率的な家畜生産管理のための施設整備や、安全で高品質な畜産物の生産、低コストで安定した良質粗飼料や、WCS用稲、飼料用米等の生産、適切な家畜排せつ物処理のための施設整備や長寿命化を推進する。

#### (5) 特用作物及び養蚕

産地化を進めながら収益性の高い経営を確立するため、生産体制の組織化、施設の共同利用に向け、高品質生産施設の合理的な整備を推進する。

### 3 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

#### (1) 広域仙南圏

本圏域は、仙台都市圏の拡大に伴い、都市近郊的性格を強めていることから、園芸及び畜産等を中心とした集約的農業の推進に向けた生産・流通体制の強化を図る。

この地域における重点作物として、水稲、麦類、大豆、いちご、きゅうり、トマト、ねぎ類、たまねぎ、えだまめ、そらまめ、スイートコーン、さやいんげん、つるむらさき、ブロッコリー、にんじん、さといも、輪ぎく、スプレーぎく、鉢物類、花壇用苗物類、小ぎく、トルコギキョウ、りんご、日本なし、ぶどう、ベリー類、もも、うめ、かき、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、しいたけ、たけのこ、養蚕等があり、これらの作物の生産体制、農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

##### イ 水稲

高品質な仙南米の安定生産を推進するため、仙南地域の特長を生かした品種構成と晩期栽培への作付け誘導による障害型冷害の回避や、適切な水管理による高温登熟時の品質低下防止を図るとともに、乾燥・調製関連施設等の充実を推進する。

さらに、直播等<sup>ちよくは</sup>低コスト栽培や農薬・化学肥料節減栽培等の安心安全な米づくりへの取組を支援する

とともに、需要に応じた米づくりを推進する。また、これらを展開するために既存施設の有効利用を促進し、生産や貯蔵・加工・流通・販売までの一連の施設の整備を推進する。

#### ロ 麦類・大豆

安定生産並びに生産性向上に向けて農地の集約化など効率的利用を支援し、既存施設の更なる利用促進を進めながら生産関連施設の拡充を図る。

#### ハ 野菜

冬季に比較的温暖な気象条件や地域性を生かし、野菜指定産地として指定されている夏秋きゅうりをはじめ、いちご、そらまめ、つるむらさき等の栽培が行われている。今後、重点作目を中心に生産性の向上を図るため、作業の省力を目的とした機械化を推進し、パイプハウス等の施設化を図るとともに、ブロッコリー、ねぎ、たまねぎ、えだまめ、にんじん、スイートコーン、さつまいも等土地利用型野菜の生産振興も図る。

#### ニ 花き

柴田町、丸森町をはじめとするきくが県内有数の産地を形成しているほか、鉢物、花壇苗等も充実した産地となっている。また、白石市、角田市、柴田町ではトルコギキョウの産地化が推進されている。組織化による情報の一元化のほか、機械化を推進して省力化を図る一方、鉄骨ハウスなどの施設を中心とした集団化を推進し、地域の特色を活かし産地化・産地の拡大を図る。

#### ホ 果樹

なし、りんごは、白石市、角田市、蔵王町等を中心に産地が形成されている。栽培技術水準も高く、今後とも圏域の中心作目として、新技術導入等による省力化、組織活動の強化を推進する一方、生産・流通体制を充実させるため、機械化作業体系の整備を図るとともに、共同利用施設等の整備を推進し、産地の充実強化を図る。また、ぶどう、ベリー類、もも、うめ、かき、いちじく、西洋なし等の特産果樹の生産拡大を図る。

#### ヘ 畜産

生産者が安定的に経営ができ、安全で高品質な畜産物を供給できるように生産集団等地域ぐるみの生産・供給体制の確立を図る。また、稲WC Sや飼料用米を含めた飼料基盤の拡充や畜舎等の施設・機械等の整備を行い、さらに環境整備の充実を図るとともに、必要に応じて畜産物の加工・流通合理化のための施設整備を推進する。

#### ト 特用林産物

原子力発電所の事故による出荷制限指示の継続より生産が低迷しているしいたけ等については、生産再開に必要な資材の導入及び生産施設の整備を推進するとともに、風評被害で失った販路回復や、直売所等における販売力の強化を図る。

#### チ 養蚕

現在は、既存施設の有効利用を図りながら、丸森町で繭が生産されている。製糸・絹業等のニーズに合致する良質繭の生産、低コスト養蚕経営等を推進し、伝統産業を守っていく。

## (2) 広域仙台圏

本圏域は、農地の基盤整備や大区画化による担い手への農地の集積・集約化が進んでおり、水稻や大豆はもとより、新たな露地園芸等の導入による経営の複合化や加工・販売も含めた6次産業化に取り組むなど、収益性の高い農業の推進を図る。

この地域における重点作目として、水稻、大豆、いちご、トマト、きゅうり、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、キャベツ、えだまめ、はくさい、しゅんぎく、こまつな、ゆきな、チンゲンサイ、せり、みょうがたけ、つるむらさき、レタス、にんじん、だいこん、さつまいも、輪ぎく、鉢物、花壇苗、小ぎく、カーネーション、トルコギキョウ、ストック、宿根かすみそう、バラ、りんご、なし、ベリー類、いちじく、しいたけ、肉用牛、乳用牛等があり、これらの作目の生産体制及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

#### イ 水稻

大区画化等の基盤整備や担い手への農地の集積・集約化を促進し、経営規模の拡大を推進する。また、

需要に応じた主食用米の生産のほか、加工用米や備蓄米、飼料用米などの新規需要米の取組の拡大を推進する。さらに直播栽培などの低コスト・省力化技術やスマート農業技術の導入を図り、効率的で生産性の高い稲作経営の実現に向けて、乾燥調製施設等必要な施設の整備を推進する。

#### ロ 麦類・大豆

水稻や園芸作物の生産体制を合理的に組み合わせた生産を振興し、ブロックローテーションによる農地の持続的かつ効率的活用を推進する。また、震災対策で整備された農業機械・共同乾燥調製施設等の効率的な活用と、農地整備事業による汎用性の高い水田においてより低コスト・高収量・高品質生産を推進する。

#### ハ 野菜

冬季温暖で夏季冷涼な気象条件を活かし、古くからいちごやきゅうり等の施設栽培が盛んであり、大量消費地を抱える地域であることから、ほうれんそう、しゅんぎく、レタス、ブロッコリー等の葉菜類や特産野菜であるせり、みょうがたけ、曲がりねぎ等が栽培されてきた。亘理地域のいちごは、震災により大きな被害を受けたが、高設養液栽培による大規模団地が整備されるなど、再び東北一の産地として再生が図られている。また、仙台地域では大規模養液栽培施設による環境制御器を導入したトマト培養面積が増加している。今後、園芸特産振興戦略プランに基づき園芸生産額の倍増に向け、水稻から露地園芸への転換誘導を図るとともに機械化体系導入による省力化を推進する。

#### ニ 果樹

亘理町、山元町のりんごや、利府町の日本なしが産地化されている。さらに、産地の充実強化を図るため、省力・軽労化技術の導入や消費者ニーズに合った品種導入を推進する一方、生産・流通体制を充実させるため、環境に配慮した取組の推進や機械化作業体系の整備を図る。

産地化に向けて生産が拡大しているいちじくとぶどうについては、栽培施設整備や鳥獣害対策技術の導入により生産強化を図る。

#### ホ 花き

名取市、岩沼市のカーネーション、亘理町のきく、仙台市、多賀城市の洋らん、バラ等は、震災の津波等により被災したが、その後の施設復旧により、震災前と同程度まで生産量が回復しつつある。これらのほか仙台市、多賀城市、大衡村等ではシクラメンを中心とした鉢物、花壇苗、宿根かすみそう、トルコギキョウ等の産地化が図られているが、今後も一層の生産技術の向上や販売力の強化が必要である。このため、生産技術の確立や、環境制御技術の導入による収量・品質の向上、効率的な暖房などによる生産コストの低減に向けた取組みの拡大を推進する。

また、実需との連携による消費者ニーズの掘り起こしや販売方法の検討など、有利販売の実現や地域ブランドの確立に向けた取組みを推進する。

#### ヘ 畜産

縮小が懸念される肉用子牛の生産基盤を維持拡大するため、生産コストの削減による収益力向上、労働環境の改善、後継者確保を可能とする施設、機械の整備を畜産クラスター事業等により推進する。

#### ト 特用林産物

原子力発電所の事故により管内5市町村で出荷制限指示が継続している露地栽培の原木しいたけについては、出荷再開を目指す生産者に対して必要な資材購入や施設整備を推進する。また、菌床栽培しいたけ生産者に対しては、老朽化に伴う施設、機械の更新・拡充を進め、生産性や品質の向上を図るとともに新たな販路の拡大を推進する。

### (3) 広域大崎圏

本圏域は、広大な平坦地帯が広がる水田の割合が高い農業地域であり、水稻をはじめとした低コスト土地利用型農業の確立を目指し、農地の集積・集約化に対応した乾燥調製施設や大型管理機械の整備に加え、新たな流通形態に対応した施設の整備を図りながら効率的な産地体制の確立を図る。また、環境にやさしい農業を展開するため、家畜排せつ物等の有機質資源の有効利用を促進するとともに、高品質・周年安定生産を可能とする園芸施設等の整備を一層推進しながら、バランスの取れた農業構造への転換を図る。

この地域における重点作物として、水稻、麦類、大豆、乳用牛、肉用牛、豚、なす、トマト、ほうれんそう、ねぎ類、ばれいしょ、きゅうり、きく、なし等があり、これらの作物の生産及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

#### イ 水稻

良質米の産地として宮城米生産を担う主要な地域であることから、需要に応じた米づくりを推進し、大区画化等の基盤整備や、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、育苗施設、カントリーエレベーター等の生産施設及び流通合理化・高付加価値化のための施設等の整備を推進する。

#### ロ 麦類・大豆

農地整備事業により、区画拡大や汎用化が図られた水田を活用し、水稻や園芸作物の生産体制と合理的に組み合わせた生産を行い、集団化、組織化の促進とともに共同乾燥調製施設等の利用の促進、低コスト・高品質生産を図る。

#### ハ 畜産

地域複合部門の柱である乳用牛、肉用牛、豚といった畜産部門のさらなる生産拡大と経営の安定のため、安全で、高品質な畜産物（仙台牛、しもふりレッド、ミヤギノポーク等）の銘柄推進に努める。また、企業養鶏や養豚なども含め生産基盤としての畜舎等の建設や環境に配慮した持続的畜産経営の確立に向けて、家畜排せつ物処理施設の利用促進と耕畜連携を進める。

#### ニ 野菜

ねぎ、はくさい、だいこん、かぼちゃ、にんじん、たまねぎ、ばれいしょ、さつまいも等の露地野菜や、なす、トマト、ほうれんそう、こねぎ、にら、しそ、レタス等の施設野菜が栽培されている。露地野菜では機械導入等による省力化を推進するとともに、施設野菜では環境制御技術に対応した施設・機器導入を支援する。

#### ホ 花き

美里町、大崎市で担い手農業者を中心に、きく等の栽培に取り組むなど生産振興を図る。今後一層、産地として確立するためには、生産技術の向上や生産基盤の整備が必要である。このため、省力化機械やハウスの導入を推進する。

#### ヘ 果樹

美里町のなし、大崎市のブルーベリー等の栽培が行われている。今後は新技術導入による省力化、組織活動の強化を推進し、生産を充実させるため、機械化作業体系の整備を図る。

#### ト 特用林産物

えのきたけをはじめとしたきのこ類については、生産基盤の整備を推進する。

### (4) 広域栗原圏

本圏域は、平坦な水田地域と中山間地域を併せ持つ農業地帯であることから、土地条件や地域の実情に応じた農地の整備と効率的利用を推進し、園芸・畜産の一層の振興により経営の複合化を図るとともに、施設整備等による効率的な生産・流通体制の構築を推進する。

この地域における重点作物として、水稻、大豆、いちご、きゅうり、トマト、パプリカ、ピーマン類、なばな類、ほうれんそう、そらまめ、ズッキーニ、えだまめ、りんご、ブルーベリー、きく、しいたけ、なめこ、肉用牛等があり、これらの作物の生産及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

#### イ 水稻

良質米の産地として宮城米生産を担う地域であることから、需要に応じた米づくりを推進し、高付加価値化のための施設整備を推進するとともに、カントリーエレベーター等の既存施設の整備と利用促進を図る。

ロ 大豆

水田転作の主要な作物となっており、今後、高品質かつ安定的な生産を実現するため、生産体制の組織化や団地化を推進するとともに、共同利用機械・施設の導入と利用促進によりコスト低減を図る。

ハ 野菜

いちごやきゅうり、トマト、パプリカ、ピーマン類等の果菜類、なばな類、ほうれんそう等の軟弱野菜で施設栽培が行われている。また、水田の転作によりそらまめ、えだまめ、ズッキーニ等露地野菜が栽培されている。今後、生産拡大や生産性向上を図るため、露地野菜では機械導入等による省力化を推進するとともに、施設野菜では環境制御技術に対応した施設・機器導入や共同利用施設の整備と利用促進を図る。

ニ 果樹

高清水・金成地区中心にりんごが産地化されている。また、若柳・築館・一迫地区ではブルーベリーの栽培が行われ、金成・若柳地区では生食用ぶどうの施設栽培が行われている。今後、高品質安定生産と省力化を実現するため、高性能防除機等の共同利用機器の整備と利用促進を図る。

ホ 花き

一迫地区のきくの産地化に向けた取組が行われている。今後、高品質安定生産と低コスト化を実現するため、作業体系の機械化やハウスの導入等を推進する。

ヘ 特用林産物

菌床栽培のしいたけ、なめこ等については、栽培システムの効率化による生産性の向上や高品質化、コスト低減等を積極的に進め、競争力のある産地化を推進する。また、出荷制限が指示されている露地栽培の原木しいたけの生産再開へ向けた体制整備を推進する。

ト 畜産

優良肉用子牛の主産地として、生産管理技術の向上を図り、安全・安心な畜産物の生産供給体制を確立するため、畜舎等の施設整備を推進する。また、良質粗飼料の低コスト生産を実現するため、作業の機械化を推進する。

(5) 広域登米圏

本圏域は、広大な水田を有する土地利用型作物や園芸、畜産地域であり、水稻や大豆等、土地利用型作物の高生産性農業を推進するとともに、高品質・安定生産の園芸産地の拡大、肉用牛、豚等を含めた大規模経営や経営の複合化を進め県内有数の食料供給基地づくりや、販売額1億円を目指すアグリビジネスを推進する。また、生産から加工・流通、販売までを視野に入れた6次産業化により収益性の高い農業を推進する。

この地域における重点作物として、水稻、麦類、大豆、いちご、きゅうり、トマト、ほうれんそう、ねぎ類、そらまめ、なす、にら、キャベツ、にんにく、たまねぎ、かぼちゃ、ばれいしょ、スプレーぎく、ストック、トルコギキョウ、鉢物類・花壇用苗物類、りんご、えだまめ、ゆきな、もも、ぶどう、肉用牛、豚及びしいたけ等の菌茸類があり、これらの作物の生産技術・生産体制及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

イ 水稻

良質米の産地として宮城米の生産を担う主要な地域であることから、地域水田農業ビジョンの実現による産地間競争の激化に対応した、需要に応じた米づくりに向け、環境保全米の生産推進、トレーサビリティの徹底等による安全・安心な米づくりに取り組むとともに、水田フル活用による輸出用米の生産を推進し、需要に対応した飼料用米等の生産や加工・流通・販売の合理化に向けた施設整備等を推進する。

ロ 麦類・大豆

土地利用型農業の主要な推進作物として位置づけ、高品質麦類・大豆の生産を振興するため、団地化や担い手への集積、連作障害を回避するための輪作、緑肥のすき込みなど、効率的な生産や加工・流通・販売までの合理化に向けた施設整備を推進する。

#### ハ 野菜

冬季の日照時間が比較的長い気象条件や地域特性を生かし、きゅうり、いちご、トマト等の施設野菜やほうれんそう、キャベツ、ねぎ類、にら、ばれいしょ、そらまめ等の露地野菜が盛んである。今後、生産の拡大や生産性向上を図るため、複合環境制御技術の導入による施設野菜の生産推進や、省力機械化体系の導入、団地化による露地野菜の生産推進、高品質、安定生産に向けた新技術の導入等を推進する。また、実需者ニーズに対応した加工・流通・販売の合理化に向けた施設整備等を推進する。

#### ニ 果樹

登米圏域の東部ではりんご栽培が行われ、一部でオーナー制度や観光果樹園にも取り組んでいる。また、ぶどうやブルーベリー等の導入も新たに進んでいる。今後、新技術導入による省力化や生産性向上による経営安定を図るとともに、多彩な生産や加工・流通・販売体制構築に向けた施設整備を推進する。

#### ホ 花き

登米圏域中央部を中心にスプレーぎく、ストック、トルコギキョウ、鉢物類・花壇用苗物類等の施設栽培、露地でのかき栽培が行われている。今後は、一元出荷・一元販売等による販路開拓を更に進め、単位面積当たりの生産性を上げてロットをまとめ、流通・販売を優位にするため既存施設の有効利用を推進する。

#### ヘ 特用林産物

原子力発電所の事故による出荷制限指示等の継続により生産が低下しているしいたけ等の菌茸類は、生産再開に必要な資材の導入及び生産施設の整備を推進するとともに、風評被害で失った販路回復や、道の駅や農林産物直売所等における販売力の強化を図る。

#### ト 畜産

「仙台牛」をはじめとする高品質な肉用牛産地、さらに県内一の養豚産地として、安全・安心な畜産物を安定供給するため、畜舎等の施設整備や管理機械の導入を推進する。また、循環型農業を更に展開するため、既存の家畜排せつ物処理施設などの機能強化を図る。

### (6) 広域石巻圏

本圏域は、都市部を囲むように水田地帯が広がる地域であり、土地基盤及び生産施設の整備による高生産性土地利用型農業と、施設野菜・花きを中心とした都市近郊型園芸を、環境に配慮しながら推進し、安全で安心な農産物を供給する。

この地域における重点作物として、水稻、麦類、大豆、いちご、きゅうり、トマト、ミニトマト、パプリカ、スイートコーン、ほうれんそう、こねぎ、はくさい、ばれいしょ、ねぎ、せり、きく、ガーベラ、シクラメン等の鉢物類・花壇用苗もの類があり、これらの作物の生産及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

#### イ 水稻

宮城米生産の主要な産地であり、県内最大のササニシキの栽培地域として、需要に応じた米づくりを推進する。大区画圃場整備率が高いことや100haを超える大規模土地利用型法人があるため、効率的な圃場の活用、作業の省力化技術として乾田直播栽培技術やスマート農業機械の導入などを進め、さらなる効率化を図る。

カンントリーエレベーター等の既存の生産施設の整備、効率的利用を推進する。

#### ロ 麦類・大豆

土地利用型農業推進の主要な作物として位置付け、ブロックローテーション等による作付けを基本とし、水田の利活用及び集団化・組織化を促進するとともに共同乾燥調製施設等の合理的な設置及び利用の促進により低コスト・高品質生産を図る。

#### ハ 野菜

大消費地に隣接している条件を生かし、いちご、きゅうり、トマト、パプリカ等の果菜類やほうれんそう、こねぎ等の軟弱野菜やはくさい、ねぎ、たまねぎ、ばれいしょ、オクラ等の露地野菜の栽培が行われており、今後、生産拡大や生産性向上を図るため、作業の機械化による省力化を推進するとともに、

集出荷施設や選果施設の整備、養液栽培や鉄骨ハウス等の施設化と複合環境制御技術の導入を推進する。

## ニ 果樹

産地の維持及び新たな産地化を図るため、新技術導入による省力化を推進するとともに、生産性向上による経営安定を図る。

## ホ 花き

石巻市河北地域、河南地域、東松島市矢本地域等のきく類、石巻市桃生地域のガーベラのほか、石巻市桃生地域、河南地域、東松島市鳴瀬地域等では、シクラメン等の鉢物や花壇用苗物が栽培されている。今後は、防除かん水兼用装置等の導入による軽労化や、暑熱対策技術、燃油削減技術及び消費者ニーズに対応した品目・品種の導入による生産性の向上を図る。

## ヘ 畜産

安全で安心できる畜産物を供給するための生産・供給体制の整備を図る。また、安定した畜産経営の維持を図るため家畜排せつ物処理施設の利用の個別指導や地域の指導を行い地域の環境保全に努める。

## (7) 広域気仙沼・本吉圏

本圏域は丘陵や山間部が大半を占めることから、限られた耕地を高度に利用できる野菜、花き等の集約的な園芸を推進し、中山間地として特色ある園芸産地づくりを推進する。

この地域における重点作物として、水稻、大豆、ほうれんそう、いちご、ねぎ、トマト、なばな類、ふき、きく、りんご、肉用牛等があり、これらの作物の生産及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

## イ 水稻

平坦地が少なく、気候的にもヤマセ等の影響を受けやすいことから、いもち病や斑点米カメムシ類防除による高品質安定生産を基本としながら特色ある商品性の高い米づくり、需要に応じた米づくりを進めるため、育苗施設やミニライスセンター等の整備と組織的利用を推進する。

## ロ 大豆

土地利用型農業の主要な作物として位置付け、集団化・組織化の促進による担い手の確保を図るとともに、コンバイン等の機械や乾燥調製施設などについては、利用効率を考慮した整備を推進する。

## ハ 野菜

冬季は降雪が少なく日照が多い気候を生かし、いちご、トマト等の果菜類、ほうれんそう、なばな類、こまつな等の軟弱野菜、ねぎ等の露地野菜の栽培が行われている。一層の生産拡大や生産性向上、品質向上を図るため、施設園芸では養液栽培や環境制御等の施設・機械の導入、露地園芸では作業の機械化による省力化を推進する。

## ニ 果樹

気仙沼市及び南三陸町ともにりんごが基幹品目である。また、特産果樹として、気仙沼市でゆず、小果樹類（ブルーベリー、マルベリー）が栽培されており、加工品の開発等により付加価値を高めて産地化を図るとともに、省力化、組織化を推進し、地域振興品目として生産販売体制の確立を目指す。また、ぶどう等の新規品目については、生産者数の拡大や施設整備等により生産強化を図る。

## ホ 花き

南三陸町で輪ぎくを中心に、スプレーぎく及び小ぎくが栽培されている。また、近年では、未利用農用地等を活用した枝もの用クロマツの生産も行われている。これら花き類の産地化に向けて、作型や品種特性に応じた栽培管理、作業機械や暑熱軽減対策技術の導入等による軽労化を推進し、産地基盤の強化を図る。

## ヘ 畜産

中山間地域の飼料生産基盤の整備と優良肉用子牛の生産や飼養管理技術の向上を推進し、安全・安心な畜産物の生産供給体制を確立するとともに、堆肥等の有機質資源を利用した地域循環型農業を推進する。

#### 4 広域整備の構想

農業の近代化のための施設の整備に当たり、受益の範囲が市町村の区域を越える広域的な施設整備等について、次の構想により積極的に取り組むものとする。

##### (1) 野菜、花き、果樹等の共同利用施設の整備

野菜、花き、果樹等の産地化を進め、品質・量ともに安定的な確保を図りながら、市場における競争力を向上させるため、育苗施設、予冷・貯蔵施設、集出荷・選別施設等の広域的な整備を推進する。

##### (2) 地方卸売市場の体制整備

青果物及び花きの安定供給と流通の円滑化・効率化を促進するため、地方卸売市場の体制整備を推進する。

## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

### 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業従事者が減少傾向にある中、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保することは、優良農地を確保する上でも極めて重要である。このため、関係機関・団体と密接に連携しながら、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備を一層促進する。

#### (1) 施設整備の状況

これまで、農業を担うべき者の育成及び確保のため、技術開発と普及、研修教育を実施する施設を整備するとともに、コストの低減、経営規模の拡大を目指したカントリーエレベータ等の共同乾燥調製（貯蔵）施設や園芸施設、家畜飼養管理施設の整備及び生産技術向上・経営能力向上等を図るための研修施設、新規就農者の確保等を目指した農作業体験施設・就農者研修施設、女性や高齢者の農業経営への参画を促す農畜産物加工・直売施設、循環型農業推進のためのコンポスト施設等の整備を推進してきた。

#### (2) 施設整備の基本的方向

今後も、経営改善に意欲的な認定農業者、新規就農者、女性・高齢農業者等を育成・確保に必要な施設を整備するため、各種補助制度や融資制度等を活用しながら、農業者の生産振興や経営安定、環境負荷軽減等の取組を推進する。また、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体との連携を緊密にし、関係施設の有効活用を促進する。

### 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、生産技術及び経営能力向上等を目指した地域農業研修施設の整備、生産・経営等に関する情報の収集等を行う情報管理通信施設等の整備を推進する。

#### (2) 新規就農者等の支援施設の整備

新規就農者等の確保・育成を図るため、経営の発展段階に応じた技術力、経営能力を習得するための支援及び研修教育施設の整備を推進する。

あわせて、市町村や関係機関・団体と連携の下、住居、土地、資金、施設整備等、総合的な就農環境の整備を促進する。また、農業に対する興味や理解を深めるための体験型施設等の整備を推進する。

#### (3) 女性・高齢農業者の支援施設の整備

女性や高齢者の持てる力を発揮し、円滑な地域活動を進めるため、コミュニティーセンター等の農業活動支援施設を整備するとともに、農産物の加工や6次産業化による高付加価値化を図るため、農産物加工施設や直販施設等の整備を推進するほか、女性のための就労環境整備を支援する。

### 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

#### (1) 認定農業者等の担い手への支援の充実と経営改善支援活動の推進

認定農業者等の担い手に対して、生産振興施策や経営所得安定対策等の各種施策を優先的に実施し、生産技術・経営能力向上への支援を強化し、農業経営基盤の強化を促進するための措置を集中的かつ重点的に推進する。また、市町村を始めとした関係機関・団体等を中心とする経営改善支援活動を一層強化し、経営改善を実現できるよう支援する。

#### (2) 法人経営体の育成

農業経営の法人化は、経営の効率化と安定化を図る上で、有効な手法であることから、関係機関・団体等指導機関が実施する経営管理能力向上のための取組を通じて、農業法人制度についての理解と普及を図り、経営体の発展状況に応じた法人経営への円滑な移行を促進する。また、法人経営体の経営管理能力の向上や異業種を含めた経営体間の交流・情報交換等を推進し、経営安定と体質強化を図るとともに、地域雇用の拡大や新規就農者の研修及び就農の場としての法人が持つ機能を強化する。

#### (3) 新規就農者の育成と総合的支援

農業次世代人材投資事業等を有効に活用し、農家子弟や他産業での豊富な経験や知識を有した新規参入者及びUターン就農希望者等の幅広い人材を確保・育成する。

そのため、就農に関する各種情報の提供や相談活動を行うとともに、営農に必要な技術習得や初期投資の負担軽減等就農促進について、関係機関・団体等と連携を図りながら総合的に支援する。また、新たに農業を志す者の就農形態の1つである農業法人への就業を支援する。

さらに、幼少期から農業・農村への理解醸成を図るため、農業地産地消による食農教育等に取り組むことで、農業を職業として選択できる意識付けを図る。

#### **(4) 地域営農の推進**

地域の農業を維持・発展させていくためには、地域全体で地域農業の在り方を見い出していく必要がある。このため、地域の話し合いを通じ、集落営農等の育成を図りながら、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営を中心として、地域の実情に合わせ、兼業農家も含めた多様な担い手による地域の営農体制の確立を目指していく。また、集落を単位とした集落営農は、農地の管理・保全等の面においても重要な役割を担っていることから法人化を推進する。

#### **(5) 女性農業者の経営等への参画**

農業生産や地域活動において重要な担い手である女性農業者に対し、生産技術や経営管理能力の向上、食品加工や農家レストラン経営といった企業活動等、キャリアアップを支援することにより、経営参画及び社会参画を推進する。

また、経営における女性の位置付けを明確にし、主体的経営参画を進めるため家族経営協定の締結や女性の認定農業者の確保につなげ、農業・農村における方針決定の場への参画を推進し、女性の地位向上を図る。

#### **(6) 高齢者の参画**

農村での高齢化が進む中で、高齢者が農村の活性化の推進役として、生産活動や地域社会に参画しながら、長年培ってきた技術や能力を十分発揮できる環境づくりを行う。

## 第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村地域における就業構造の現状は、基幹的農業従事者の減少や高齢化の進展、輸入農産物の増大や市場の多様化に伴う産地間競争の激化等、自然災害の頻発など、食と農を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。

本県の農業を取り巻くこれらの諸問題に対応するため、認定農業者や農業法人等の経営安定化や高度化を推進するとともに、新規就農者の農村への定着や農福連携の取組、外国人材の登用など地域に関わる多様な担い手が農業・農村において連携しつつ、農業生産体制構築と農業生産の振興、さらには農村の発展を図る。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村の雇用状況は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく企業誘致や農畜産物の加工等地場産業の振興により雇用機会の創出を図っているものの、農村に定住化できる安定的な就業機会の確保までには至っていない現状にある。

地域の個性と活力を生かした県土づくりにおいて、地域の活性化や所得水準の向上、関連産業への波及効果等に大きな役割を果たす地場産業の振興はますます重要になっており、今後とも地域が持つ食材、人材、技術、情報等の資源を有効に活用し、地域振興への貢献が一層期待されている。

そこで、みやぎの食材と食品の価値向上や販売力を強化するため、農業生産者や食品製造・加工業者、流通業者による連携を強化し、農産物の生産拡大や中食・外食実需者向けの加工品製造、流通ルートの構築等を図るとともに、都市と農村の交流を通じた農村の活性化を推進し、さらなる就業機会の確保を推進する。

さらに、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の導入についても、立地動向、経済状況等の諸情勢を十分勘案し、農用地利用計画との整合性に配慮し、地域の特性に見合った企業の誘致を積極的に推進する。

なお、意欲ある農業経営者の確保・育成を図る一方、地域に関わる多様な担い手に対し職業安定機関との連携を密にしながら安定した就業機会を確保するため、農業・農外の就労に関する相談、指導、助言等を支援する。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村は、農業生産活動が行われることにより、食料の供給、県土の保全、自然環境の保全、ゆとりとやすらぎの場の提供等、従来から多面的な役割を果たしてきた。

しかしその一方で、農産物価格の低下、兼業化や高齢化による担い手の減少、経営規模拡大の遅れや荒廃農地の発生等多くの課題を抱えている。また、農業生産基盤や農村の生活環境の整備に当たっては、自然環境の保全や美しい農村景観の形成等との調和に配慮するとともに、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成に資することが求められている。

このような状況の中で、生産性の高い土地利用型農業を確立するためには、長期的な展望に立った「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を基本としつつ、「みやぎ農業農村整備基本計画」に基づき、基幹となる生産施設や生産基盤を整備し、担い手への農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大を図ると同時に、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、農村の住民はもとより、都市住民にも魅力のある活力あふれる豊かな農村の形成を図ることが重要となっている。

近年における農村の情勢は、都市化の進展に伴い、農家の消費生活水準が年々向上し、都市生活者に接近してきているが、農村及び中山間地域の生活環境施設の整備は未だ立ち遅れている状況であることから、美しく住み良く安心できる農村生活や自然にあふれた居住環境づくり等に向け、農村の生活環境整備等を総合的に推進する。

### 2 生活環境施設の整備の構想

#### (1) 農村における美しく住み良い空間の創出と交流の活性化

農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図るとともに、豊富な水・緑等の自然、地域に継承される多彩な伝統文化、歴史的施設等に恵まれた農村を、住む人や訪れる人が潤いと安らぎを享受できるように、生活圏を基礎とした地域住民組織等の積極的な参画を得ながら、コミュニティ施設、農村公園、親水施設等の整備を進める。また、中山間地域においては、農村を憩いと交流の場として位置付け、豊かな自然や地域資源の活用による体験交流施設等の整備を促進し、地域の特性を生かした農業振興や、快適でゆとりのある農村づくりを進める。

#### (2) 施設の整備における農用地利用計画

各種施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保とスプロール化の防止に努める。

#### (3) 自然にあふれた美しく住み良い安心できる生活環境整備

農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の維持及び環境との調和に十分配慮しながら、次により、適正かつ効率的な施設の整備を図るものとする。

イ 計画の対象となる施設は、緊急度の高いものから整備するものとし、利用見込み、人口等を考慮した適正な規模とするとともに、これら施設の配置に当たっては、アクセスの利便性との関連にも十分配慮するものとする。

ロ 計画する施設は、類似施設との機能分担を明確にし、豊かな緑資源等農村の持つ特質を十分考慮のうえ、都市と農村の交流拠点施設として地域の特性を生かしたものとする。

ハ 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により、施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮するものとする。

ニ 整備する施設は、その受益者が主として農業従事者を対象とすることとされているが、あわせて、農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境の確保についても、十分配慮するものとする。

ホ 生活環境施設の整備に際しては、高齢者や障害者にも優しく、都市住民にも開かれた快適で良好な居住・余暇空間の創出に配慮するとともに、農村景観、親水・自然生態系、水辺環境の整備及び歴史的施設

設等を生かした地域整備による潤いとやすらぎのある空間の形成についても配慮する。

- へ 廃棄物の処理について、農業集落排水施設から発生する汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における「一般廃棄物」であることに留意し、処理に当たっては各種の法令を守るとともに、地域の有機性資源であることを考慮し、地域の実情に応じ緑地及び農地に還元・リサイクル等を行い、循環型社会の推進に努めるものとする。